

(別紙) 喀痰吸引等研修における実務に関する科目の講師要件

区分	変更前	変更後
第1号及び第2号研修の講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師 ・平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師 ・「平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師 ・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師 	(変更なし)
第3号研修の講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成研修(特定の者対象)について」(平成23年9月14日障発第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成研修事業を修了した医師、看護師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師 	<p>(変更なし)</p> <p>・<u>第1号及び第2号研修の講師要件を満たす者で、「介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)研修DVD」による自己学習を実施した者(※1)</u></p>

(※1) 「介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)研修DVD」の貸出にあたっては、県HP (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakutan-dvd.html>) を参照のこと。